

## 特例事業承継税制（納税猶予を受けるための手続）

事業承継税制は、平成 21 年度税制改正による制度創設当初はあまり利用されていませんでしたが、平成 25 年度税制改正における適用要件の緩和等により、その利用件数も増加しています。そして平成 30 年度税制改正では、さらなる利用促進のために、従来の事業承継税制（一般措置）に加えて、事業承継税制の特例措置（特例事業承継税制）が創設・拡充されました。

今回は、特例事業承継税制による納税猶予を受けるための手続を中心に説明します。

### （1）適用対象となる法人

事業承継税制の適用対象となる法人は、円滑化法第 2 条に規定する「中小企業者」となります。また、相続税の課税回避を防止するために、資産保有型会社及び資産運用型会社を適用対象から除外しています。

### （2）特例事業承継税制による納税猶予を受けるための手続（税務申告まで）

#### ① 特例承継計画の作成

会社に関する事項、先代経営者の氏名、後継者の氏名（最大 3 名）、承継時までの経営計画、承継後 5 年間の経営計画、認定支援機関（商工会、金融機関、税理士等）による所見等を記載して特例承継計画を作成します。

※ 特例承継計画は、「中小企業庁のホームページ」よりダウンロードできます。

※ 経営革新等支援機関は、「中小企業庁のホームページ」より確認できます。

#### ② 特例承継計画の提出

作成した特例承継計画を平成 35 年 3 月 31 日までに都道府県庁に提出します。

※ 期限内に特例承継計画を提出しなかった場合には、特例事業承継税制を適用することはできません。また、平成 35 年 3 月 31 日までに贈与・相続（遺贈を含む。）を行う場合、贈与等の後に特例承継計画を提出することが可能です。

#### ③ 贈与の実行、相続の開始

平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までに、贈与等により自社の株式を取得します。

※ 特例承継計画を提出せずに、平成 35 年 4 月 1 日以降に贈与等をした場合、従来の事業承継税制しか適用できません。

#### ④ 特例認定の申請

贈与であれば贈与した年の翌年 1 月 15 日まで、相続であれば相続開始後 8 か月以内、に都道府県庁に対して特例認定の申請をします。

※ 後継者は、贈与等により取得した特例の適用を受ける株式のすべてを認定申請日まで保有することが必要となります。

※ 特例認定申請書は、「中小企業庁のホームページ」よりダウンロードできます。

#### ⑤ 申告書の提出

贈与等の申告期限までに認定書の写しを添付して、所轄税務署に申告書を提出します。

### （3）特例事業承継税制による納税猶予を受けるための手続（税務申告後）

#### ① 年次報告書、継続届出書の提出（申告期限後 5 年間）

贈与等の申告期限後 5 年間は、年次報告書を都道府県庁へ、継続届出書を所轄税務署へ、年 1 回提出します。

※ 年次報告書は、「中小企業庁のホームページ」よりダウンロードできます。

#### ② 継続届出書の提出（申告期限後 6 年目以降）

贈与等の申告期限後 6 年目以降は、3 年に 1 回、継続届出書を所轄税務署へ提出します。

※ 事業承継後 5 年間の雇用平均が贈与等の時の雇用の 8 割を維持できなかった場合、理由報告（経営悪化が原因である場合等は、認定支援機関による指導助言）が必要となります。特定事業承継税制では、この理由報告をすることにより納税猶予が継続されます。

#### ③ 先代経営者が死亡した場合

先代経営者が贈与後に死亡した場合、相続日の翌日から 8 か月以内に都道府県庁で贈与税から相続税への切替確認の手続を行います。

特例承継計画書の提出後に特例事業承継税制の不適用も選択できます。期限内に承継計画書を提出しなければ特例措置を適用することができなくなりますので、適用をご検討されている方につきましても、ひとまず、期限内に承継計画書を提出することをお勧めします。